

## 第25回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日(金) 午後2時00分から午後3時45分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	8	森地 隆照
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	9	高井 啓
委員	1	小倉 剛	委員	10	倉田 一良
委員	2	瀧井 和雄	委員	11	中川 講一
委員	3	川村 克己	委員	12	伴 慎也
委員	4	西田 くみ子	委員	13	寺田 勝典
委員	5	山下 年数	委員	14	林 廣美
委員	6	葛原 準子	委員	15	福永 甚藏
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子

5. 欠席委員 1名

役職名	議席番号	氏名
委員	16	林田 清光

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席15番 福永 甚藏 委員  
議席17番 服部 嘉子 委員

## 8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第118号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第119号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第120号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第121号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

○報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

6) 報告及び協議事項

○副会長報告事項

○広報編集委員会報告事項

○女性農業委員報告

○甲賀地域獣害対策協議会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

事務局長 伊藤 勲

局長補佐 松井 章

局長補佐（農地係長） 田中 克司

農政係長 谷川 智彦

## 10. 会議の概要

事務局長 第25回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・「人・農地プラン」の実質化に向けた農業委員・最適化推進委員が担う役割  
・複眼的な視点を持った農地状況調査、農地パトロール

事務局長 ありがとうございます。  
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席16番 林田清光委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって、本総会の出席委員は18名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席15番 福永甚藏委員と、議席17番 服部嘉子委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは最初に、議案第118号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

まず、3条調書、整理番号6番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第118号をご説明申し上げます。議案書は、2ページからとなります。これは、耕作を目的とした、農地の権利の設定・移転でございます。

今月の申請は3件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号6番につきましてご説明申し上げます。申請地は参考図の1ページから2ページとなります。申請地は土山地域市民センターから南東方向約1.3キロメートルの農業振興地域内農用地であります。

申請理由について説明いたします。譲受人は農業の規模拡大を考えられ、自身の所有する農地の隣接土地所有者である譲渡人に所有権の移転について相談されました。譲渡人は土山町内で茶を約1.5ヘクタール耕作されておりますが、申請地は他の箇所と離れており耕作に手間がかかっていたことから農地の所有権の移転について合意され、売買による所有権移転申請を行われました。譲受人は現在、土山町北土山及び南土山で水稲及び茶を耕作されており、申請地においても引き続き茶を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号6番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 ただ今上程されました3条調書整理番号6番につきまして、事務局より詳しく説明されたとおりでございます。私からも補足説明させていただきます。  
譲渡人、譲受人ともに圃場をできる限り集約を図りたいということで作業の効率化を進めておられます。譲渡人は平成30年12月、1町1反を取得されておられます。今回の畑は飛び地であります。譲受人は平成29年12月に上程されております土地の隣に畑を取得され、今回の取引が合意されました。従いまして、最適化推進委員さんとともに許可相当と判断をいたしましたので、どうかよろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号17番 綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いします。

事務局 綾戸推進委員の意見書について、朗読させていただきます。  
申請地は、譲渡人宅より離れた位置にあり、耕作に大変手間がかかっていましたところ、耕作者の譲受人より売買の申し出があったため、売却する運びに至りました。農利用最適化には何ら問題もなく、許可相当と考えられますので、報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。なお質問される委員は議席番号とお名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様をお願いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号6番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号6番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号7番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号7番につきましてご説明申しあげます。申請地は参考図の3ページから4ページとなります。申請地は甲賀大原地域市民センターから東方向約7.8キロメートルの農業振興地域内の農地であります。

申請理由について説明いたします。譲受人は林業を営んでおられますが、農業の規模拡大を考えられており、自身の所有する農地の隣接土地所有者である譲渡人に所有権の移転について相談されました。譲渡人は県外にお住まいであり、高齢でもあるため耕作が困難であることから、農地の所有権の移転について合意され、売買による所有権移転申請を行われました。譲受人は現在、甲賀町神の唐戸川地域で野菜を耕作されており、申請地においては野菜及び果物を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号7番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 4番、西田です。譲受人は元々唐戸川の今回の土地を取得されるその前に昔の家があったという所で、小さい時からそこで住んでおられて、周りが不耕作になって、荒れているのが辛いというのがあって、この譲渡人が遠くにおられますので、自主的に、ずっと草を刈るなどして管理をしてこられました。ご本人は今、森林組合に勤務しながら、木の育苗を自分でされています。その傍ら、野菜や果物を栽培していきたいということです。育苗の技術があるので、野菜の苗も作れるということを既に実行しておられます。それを見させていただきましたけれども、自分で唐戸川という甲賀町では一番奥地の所ですが、そこを自力で獣害対策の網も張って、すごく意欲を感じる方でしたので、がんばっていただけたと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号7番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号7番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号 8 番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 8 番につきましてご説明申しあげます。申請地は参考図の 5 ページから 6 ページとなります。申請地は信楽地域市民センターから南方向約 400 メートルの農業振興地域内の農地であります。

申請理由について説明いたします。申請地東側の隣地が国道 307 号の事業用地として買収されたため、土地の形状が悪く水稲耕作に不向きとなりました。そこで、申請地西側の隣接土地所有者である譲受人に相談をされたところ、農地の所有権の移転について合意され、売買による所有権移転申請を行われました。譲受人は現在、信楽町長野地先で水稲を耕作されており、申請地においては国道 307 号の造成工事が行われるまでは野菜を、造成工事が行われた後は申請地西側の畦畔を取り除き、隣接地と一体的に水稲を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

整理番号 8 番につきましては、議席 13 番 寺田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 13 番、寺田です。ただ今、事務局より説明があったとおりであります。この農地に関しては長年不耕作で草が生えている状態でした。今回の申請に伴いまして、草刈をして、この秋よりニンニクを隣の土地と一緒に植えるということをお願いしております。譲受人は、この広がっている後ろ側で水稲栽培をされておられますし、息子さんも別で精力的に農業をされているところですので、何ら問題ないかと思われまます。ご審議のほどお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続いて区域番号 42 番 山本推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 42 番、山本です。息子さんが若いということで、これからがんばってやっていただけたと思いますし、応援もしていきたいと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺ひいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号 8 番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号8番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第118号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第119号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、4条調書、整理番号6番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第119号をご説明申しあげます。議案書は4ページからとなります。これは、権利の設定・移動のない農地転用の申請でございます。

今月の申請は4件で、申請者の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号6番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の7ページ、8ページ、土地利用計画は9ページとなります。申請地は土山地域市民センターから南東方向約3.3キロメートルの都市計画区域外にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者の父親は当初、住宅敷地内に農業用資機材を保管されておりましたが、保管場所の確保が難しくなったことから住宅敷地の隣接地である申請地内に農業用倉庫を建設されました。申請者は農業を引退したいと考えられており、農業用資機材を保管しないため倉庫として農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと、現状の形状のまま倉庫として利用されます。また、雨水は敷地周囲の側溝に放流して処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号6番につきましては、議席14番 林委員から説明をお願いいたします。

担当農委 14番、林です。今、事務局から説明のありましたように、倉庫として今使っているわけですが、特に意見ありませんので審議の程よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

- 議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号6番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。  
よって、整理番号6番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、整理番号7番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　整理番号7番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の10ページ、11ページ、土地利用計画は12ページとなります。申請地は土山地域市民センターから西方向約3.2キロメートルの非線引都市計画区域内にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。  
転用理由及び概要について説明いたします。申請者の孫が住まいを探しておりましたが、将来農業を継ぐことや家族の面倒を見られることから、申請者の母屋の隣接地が適当であると判断され、今般、申請者と孫の共有名義により農家住宅の離れを計画されました。他の土地の取得には経済的な負担が大きく、離れを建築する方が生活上の利便性も良いと判断されたものです。なお、過去に所有する車の台数が増えたことから車庫も建築されております。計画によりますと、申請者の母屋の北側に農家住宅の離れを新築し、車庫は既存のまま利用されます。また、雨水は母屋と同じく既存の排水処理施設を利用して処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、借入金により賄われる予定で、申請書には金融機関の住宅ローン事前審査結果表及び貸主の残高証明書が添付されています。  
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしているとは判断いたしました。  
また、孫との共有名義により建築されることから、同時に5条の申請も提出されていますので、後ほど5条でも再度説明をいたします。以上でございます。
- 議 長 　　ありがとうございました。  
整理番号7番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 　　7番、吉田です。この案件は、申請者の父から7月5日に相談を受けまして、徐々に、親子三代同居される家建てるということで、神輿のかき手も増えるので喜んでおりました。私たち市場地区にとっても、他で所帯を持っておられる方はたくさんおられますが、同じ在所で一緒に暮らしていただけることは大変ありがたいということでお互い喜んで話しておりました。以上、何ら問題ないと思っておりますので、よろしく審議の程お願いします。

議 長 ありがとうございます。  
続いて区域番号19番 松下推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 19番、松下です。今、事務局と農業委員さんが言われたとおりですけれども、今、車は入ることは可能なのですが、大型重機は入る所がございませんので、東の方の空き地を借りて入るということを行いました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号7番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号7番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号8番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号8番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の13ページ、14ページ、土地利用計画は15ページとなります。申請地は土山地域市民センターから北西方向約5.0キロメートルの非線引都市計画区域内にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は、個人新規事業として再生エネルギー事業を考えられており、自宅から近く、周囲に他者の農地がない申請地が最適の場所であったため、農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと、土地の整地を行った後、敷地面積980平方メートルの土地に南側に向け太陽光パネル324枚、パワーコンディショナー9台を設置し、最大49.5キロワットの発電が可能として設置されます。また、雨水は敷地内の自然浸透により処理されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、借入金により賄われる予定で、申請書には金融機関の融資実行予定書が添付されています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満

たしていると判断いたしました。以上でございます

議長 ありがとうございます。  
整理番号8番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 7番、吉田です。申請地は、本人宅から約200メートルくらい離れた、昔なら屋敷畑として値打ちがあったのですが、今の時代、こういう屋敷畑は何の値打ちもないし、加えて隣に家があるということで草の管理はがんばってやっておられたが、とても大変だということで、草の管理を兼ねてであれば何ら問題ない案件と思えます。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号8番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号8番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号9番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号9番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の16ページ、17ページ、土地利用計画は18ページとなります。申請地は甲南第一地域市民センターから南東方向約3.3キロメートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は甲南町池田地先を中心に約4.2ヘクタール耕作されており、現在は農業資機材の一部が野ざらしのまま置かれております。今般、農業用倉庫の増築を行うにあたり土地を調べられたところ、地目が農地となっていたため、農地転用の申請を行われたものです。なお、敷地の一部は駐車場として利用されます。計画によりますと、既存農業用倉庫の西側に新しく農業用倉庫を新設されます。また、雨水は敷地西側の側溝に放流して処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、借入金により賄われる予定で、申請書には貸主の融資証明書が添付

されています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしているとは判断いたしました。

議 長

ありがとうございました。

整理番号9番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委

15番、福永です。去る6月10日に、三雲推進委員と一緒に確認を行いました。現在建っている倉庫の前に新たに農業用倉庫を建てたいということで、先ほども事務局の説明がありましたが、一部の農業用機械は雨ざらしになっておりました。また周りに影響を及ぼすような圃場もございませんので、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号35番 三雲推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

35番、三雲です。ただ今、農業委員ならびに事務局から説明のあったとおり、特に他に及ぼす影響はないものと判断しておりますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

**【異議なしの声】**

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号9番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号9番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第119号については、以上であります。

議 長

続きまして、議案第120号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、5条調書、整理番号16番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第120号をご説明申しあげます。議案書は7ページからとなります。これは、所有権移転または賃貸借権等の設定を伴う、農地を農地以外に転用するものでございます。

今月の申請は7件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号16番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の19ページ、20ページ、土地利用計画は21ページであります。申請地は甲賀市役所から南東方向約3.8キロメートルの市街化調整区域にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は倉庫解体の重機等の進入路に適した土地を探しておられたところ、近接する対面の申請地が適地と判断され、使用貸借権設定の申請を行われました。計画によりますと、マサ砂の上に自社の敷き鉄板を25枚使用し、進入路を設置されます。また周辺農地と離れており、工事完了後撤去されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号16番につきましては、議席8番 森地委員から説明をお願いいたします。

担当農委 8番、森地です。ただ今事務局から説明のあったとおりですが、私の方から若干補足的な説明をさせていただきますと、譲渡人の隣の方が倉庫を解体するために、隣の方が譲渡人から一時的に重機等の通用道路として借用されたものでございます。譲渡人の隣の方が譲受人に本申請の依頼をされました。なお工事完了後は、現状復帰して譲渡人に返されます。現地を確認したところ、何ら問題もなく許可相当と思われるので、ご審議につきましてどうぞよろしくお願い申しあげます。

議長 ありがとうございます。

続いて、区域番号10番 奥村推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いします。

事務局 奥村推進委員の意見書について、朗読させていただきます。

今回の申請は一時転用であり、農地利用の最適化の推進にも問題もなく、また地元関係者の同意も添付されており、許可相当と判断されます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

- 議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号16番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。  
よって、整理番号16番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、整理番号17番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　整理番号17番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の22ページ、23ページ、土地利用計画は24ページであります。  
概要について説明いたします。本件につきましては、先程の議案第119号整理番号7番と転用理由が同じでありますので、説明は割愛します。なお、譲受人は譲渡人の孫となりますが、孫に現在のところは農業者資格がなく、祖父と孫が共同で農家住宅若しくは農家住宅の離れを建築する場合、4条と5条を同時に申請いただくことになっております。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。
- 議 長 　　ありがとうございました。  
整理番号17番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 　　7番、吉田です。先ほども言いましたように3代全部が暮らしていただくということで市場地区では大歓迎しておりますので、よろしく審議の程お願いします。
- 議 長 　　ありがとうございました。  
続いて区域番号19番 松下推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 　　19番、松下です。7月7日に現地を確認しましたところ、周辺の農地には影響ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。
- 議 長 　　ありがとうございました。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 　　【異議なしの声】

- 議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号17番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。  
よって、整理番号17番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、整理番号18番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　整理番号18番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の25ページ、26ページ、土地利用計画は27ページであります。申請地は信楽地域市民センターから北東方向約4.5キロメートルの都市計画区域外にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。  
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられたところ、日当たりが良い申請地が適地と判断され、使用貸借権設定の申請を行われました。計画によりますと、土地造成は行われず、敷地面積536平方メートルの土地に南側に向け太陽光パネル132枚、パワーコンディショナー3台を設置し、29.7キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は敷地内の自然浸透排水、敷地北側の既存道路側溝を利用して排水されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には定期預金通帳の写しが添付されています。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。
- 議 長 　　ありがとうございました。  
整理番号18番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 　　9番、高井です。ただ今事務局から説明がございましたが、譲受人と譲渡人の親子関係で、自宅の前に現在不耕作地の農地がありまして、そこに太陽光発電の設備を設置するという話でございます。元々は父親が死亡した時に全て譲渡人である息子に相続していた訳ですが、太陽光発電施設設置の契約では、父親の妻が契約者となっていました。これでは名義が違うということで、この土地の名義を妻に変更することになった訳です。そういう経過でございます。
- 議 長 　　ありがとうございました。  
続いて区域番号40番 木下推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 40番、木下です。ただ今、事務局の説明、高井農業委員の説明のあったとおりでございます。現在、申請地は耕作されておらず、防草シートで管理されておられます。太陽光施設に関しましては、何ら問題なかろうと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号18番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号18番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号19番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号19番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の28ページ、29ページ、土地利用計画は30ページであります。申請地は信楽地域市民センターから北東方向約2.4キロメートルの都市計画区域外にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請地は、平成6年頃から隣接する住宅の庭及び物置として一体的に利用されてきました。譲受人は、隣接する住宅を競売により落札されましたが、庭及び物置が譲渡人の土地名義のまま残っており、申請地と隣接宅地を一体利用するため農地転用の申請を行われました。計画によりますと、工事は行われずそのまま住宅の庭及び物置として利用されます。また、雨水は自然浸透排水、敷地東側の既存水路を利用して排水されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。  
整理番号19番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いいたします。

担当農委 9番、高井です。今、事務局から説明がありましたが、両親が既に亡くなりまして、息子もそこに住まないのので、土地と共に本屋を売却されるということです。ところがこの土地は名義が譲渡人のままになっておりまして、これが本屋を取り巻いている状況にあり、将来いろんな意味で禍根を残すということで、名義を変更し、これら物件も譲受人に売却するということになりました。ということで、全て譲渡人が譲受人にこの土地の全てが動くということです。ご審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
続いて区域番号40番 木下推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 40番、木下です。ただ今、事務局の説明ならびに高井委員の説明があったとおりでございます。よろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号19番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号19番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号20番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号20番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の31ページ、32ページ、土地利用計画は33ページ、34ページであります。申請地は信楽地域市民センターから南方向約7.6キロメートルの都市計画区域外にある農地で、農地の区域の規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内にある第2種農地であります。第2種農地では申請地以外の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は許可ができないこととなっております。本申請においては、山間部に位置し耕作が行われていない農地であり、譲受人が周囲の山林と一体的に利用されることから、やむを得ないと判断しました。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は林業を営んでおり、申請地近くでも山林経営を行っておられます。今般、規模拡大を考えられていたところ、

申請地が農業後継されておらず、適地と判断され、農地転用の申請を行われしました。計画によりますと、整地を行われた後に杉を1,470本植えられます。また、雨水は自然浸透排水により処理され、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。  
整理番号20番につきましては、議席13番 寺田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 13番、寺田です。ただ今事務局より説明があったとおりでございます。この多羅尾地区というのは、山間の田がたくさんありまして、参考図の32ページの農地に関しても全て荒廃している状態であります。譲受人は、この近くの山林を多数所有されていることから、一帯化利用されるということでもあります。景観上も考えまして、何ら問題ないと考えます。ご審議の程お願いします。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号20番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号20番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。ただし、この案件は3,000平方メートル以上ということで、県農業会議に諮問することになります。

議 長 続きまして、整理番号21番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号21番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の35ページ、36ページ、土地利用計画は37ページであります。申請地は信楽地域市民センターから南西方向約2.6キロメートルの都市計画区域外にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人の現在の住まいに譲受人の母

と妹が移住することとなったことから、譲受人が新たに一軒家を建てることとなりました。譲受人の母を病院に送迎する必要があることから、現在の住まい近くの土地を探されていたところ、申請地で売買の契約がまとまり農地転用の申請を行われました。計画によりますと、土地の造成を行い、一般住宅を建築されます。また、雨水は敷地内で1箇所まとめて放流され、下水は浄化槽を設置して処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号21番につきましては、議席19番 私、北田から説明をいたします。

ただ今、事務局から説明があったとおりでございます。今住んでおられる譲受人の家がこの土地の近くにあり、家族と一緒に生活するため家を設けたいということです。排水等につきましては、十分な形で処理されるということです。従いまして、周辺農地への影響はなし、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

続いて区域番号43番 植西推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

43番、植西です。今、事務局、北田委員からの説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員、私よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号21番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号21番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第120号については、以上であります。

議 長

続きまして、議案第121号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第121号をご説明申し上げます。議案書は、10ページからとなります。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法により作成し、これを公告することにより使用収益権としての利用権設定等の効果を発生させるものでございます。今月は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は65件でございます。借り手、貸し手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。11ページから12ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。この集積書は利用権設定の明細を集計したものです。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数33名、借り手は実人数3名、面積は164,536平方メートルとなります。次に、所有権移転の合計の売り手は実人数1名、買い手は実人数1名で、面積は3,639平方メートルとなります。また、借り手、買い手の経営状況につきましては、31ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 15番、福永です。64番ですけれども、これは賃貸ではなくて譲渡ということですか。購入されたというので、賃貸ではないですね。

事務局 所有権移転です。

議長 他に意見、ご質問はございませんか。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第121号について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、議案第121号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

議長 続きまして、報告案件に入ります。

「報告案件1農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告いたします。お手元の調書は、32ページからとなります。届出地は参考図の38ページから41ページとなります。農地法第5条の届出は、市街化区域において所有権移転、または賃貸借権等の設定を伴う、農地転用の届出でございます。

届出地は参考図の38ページから41ページとなります。

今月の届出は2件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、32ページの調書のとおりでございます。届出内容につきましては、分譲宅地が1件、一般住宅が1件であります。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号、200平方メートル未満の農業用施設につきまして、報告いたします。届出地は参考図の42ページとなります。

これは、農地法第4条第1項第8号の規定により、所有農地を200平方メートル未満で自己の農業用施設へ転用する届出でございます。

今月の届出は1件で、届出人の住所、氏名、土地の所在等につきましては、33ページの調書のとおりです。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、「報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告いたします。届出地は参考図の43ページとなります。

今月の届出は1件で、事業主の住所、氏名、形状変更を行う土地の所在、面積と形状変更の形態等につきましては、34ページの調書のとおりです。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

なお、推進委員さんにおかれましては、ここでご退席いただいても結構ですが、せっかくの機会ですので、ご意見がございましたらお伺いいたします。

特にご意見等もないようですので、ここで一旦、休憩を取りたいと思います。再開はこの部屋の時計で、15時15分といたします。

ご退席いただく推進委員さんにおかれましては、本日はどうもありがとうございました。

#### 【休憩】

議 長 それでは、会議を再開します。

これより報告事項に入ります。

最初に、**報告事項1の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。

副 会 長 ・農業者年金加入推進特別研修会について

・委員農地パトロールの結果について

議 長 続きまして、**報告事項2の「広報編集委員会報告事項」**について、山下委員長よりお願いいたします。

- 山下委員長
- ・第3回広報編集委員会の結果について
  - ・農業委員会だより第29号の発行について
- 議長
- 続きまして、**報告事項3の「女性農業委員報告事項」**について、西田委員よりお願いいたします。
- 西田委員
- ・湖国女農業・推進委員協議会総会・学習会について
- 議長
- 続きまして、**報告事項4の「甲賀地域獣害対策協議会報告事項」**について、川村委員よりお願いいたします。
- 川村委員
- ・甲賀地域獣害対策集落リーダー研修会について
- 議長
- 続きまして、**報告事項5の「事務局報告事項」**について、お願いいたします。
- 事務局
- ・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について
  - ・農地法第18条第6項報告及び利用権設定満了報告について
  - ・農地中間管理事業の借受希望者の情報提供について
  - ・農業委員会制度検討委員会について
  - ・農業委員会活動方針作成委員会について
- 議長
- ありがとうございました。報告事項は以上です。  
ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 議長
- 特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。  
ご審議いただきありがとうございました。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長

\_\_\_\_\_

議事録署名人

\_\_\_\_\_

議事録署名人

\_\_\_\_\_